

## ～ 資 料 編 ～

- 1 用語解説
- 2 業務指標の算出式及び解説
- 3 パブリックコメントの結果

# 1 用語解説

用 語 解 説	
【あ行】	
1	<p><b>RC造</b> (あーるしーぞう)</p> <p>Reinforced Concrete Structureの略。鉄筋コンクリート造をいう。主要構造部（柱・小梁・大梁・スラブ・壁等）すべてを鉄筋とコンクリートで作り、一体化した構造のこと。</p>
2	<p><b>愛知県営水道</b> (あいちけんえいすいどう)</p> <p>愛知県が運営する水道用水供給事業で、木曽川（木曽川、長良川、揖斐川）、矢作川、豊川の3水系を水源としている。</p>
3	<p><b>愛知県水道用水供給事業</b> (あいちけんすいどうようすいきょうきゅうじぎょう)</p> <p>水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対して、水道により、水道事業者によるその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く（水道法3条4項）。すなわち、水道用水供給事業は水道水の御売業である。水道用水供給事業は、広域水道の一形態であり、全国で数多く設けられ、府県営と企業団営とがある。</p>
4	<p><b>アセットマネジメント</b> (あせっとまねじめんと)</p> <p>中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な事業運営をしていくために、長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に施設を管理運営することを組織的に実践する活動のこと。</p>
5	<p><b>一日最大給水量</b> (いちにちさいだいきゅうすいりょう)</p> <p>年間の一日給水量のうち最大のものを一日最大給水量（<math>m^3</math>/日）といい、これを給水人口で除したものを一人一日最大給水量（L/人/日）という。</p>
6	<p><b>一日平均給水量</b> (いちにちへいぎんきゅうすいりょう)</p> <p>年間総給水量を年日数で除したものを一日平均給水量（<math>m^3</math>/日）といい、これを給水人口で除したものを一人一日平均給水量（L/人/日）という。</p>
【か行】	
7	<p><b>給水収益</b> (きゅうすいしゅうえき)</p> <p>水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（自治法225条）をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益である。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。</p>
8	<p><b>給水人口</b> (きゅうすいじんこう)</p> <p>給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口（計画給水人口）をいう。</p>
9	<p><b>緊急遮断弁</b> (きんきゅうしゃだんべん)</p> <p>地震や管路の破裂などの異状を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重や重錘又は油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブ。</p>
10	<p><b>県水受水</b> (けんすいじゅすい)</p> <p>水道事業者が、県営水道用水供給事業から浄水（水道用水）の供給を受けること。津島市では愛知県水道用水供給事業から浄水を受水している。</p>

## 用語解説

11	<b>鋼管</b> (こうかん)
	素材に鋼を用いていることから、強度、韌性に富み、延伸性も大きいため、大きな内・外圧に耐えることができる。また、溶接継手により連結されるため、管路の一体化が可能であり、継手部の抜け出し防止策が不要となるほか、軽量で加工性が良いなどの特徴がある。こうした反面錆びやすいため、内外面に高度防食塗装を要することから、他の管路に比べ施工性に劣るなどの短所がある。
12	<b>硬質塩化ビニル管</b> (こうじつえんかびにるかん)
	塩化ビニル樹脂を主原料とし、安定剤、顔料を加え、加熱した押し出し成形機によって製造したもの（呼び径13～300mm、JIS K 6742）。塩化ビニル管又は塩ビ管とも呼ばれている。この管は、耐食性・耐電食性に優れ、スケールの発生もなく軽量で接合作業が容易であるが、反面、衝撃や熱に弱く、紫外線により劣化し、凍結すると破損しやすい。また、シンナーなどの有機溶剤に侵されるので、使用場所や取り扱いに注意が必要である。
<b>【さ行】</b>	
13	<b>次亜塩素酸ナトリウム</b> (じあえんそさんなとりうむ)
	塩素剤。別名次亜塩素酸ソーダ。塩素剤の使用目的は酸化と消毒の二つである。塩素の酸化力を利用して、マンガンや鉄の酸化、アンモニア性窒素の分解などが行える。一方消毒剤としては、塩素の強い殺菌作用を利用、微生物や病原菌などを殺菌し、水の安全性を確保する。他の塩素剤に、塩素ガス、次亜塩素酸カルシウム（塩素ガスを石灰に吹き込んだもの）などがある。
14	<b>自己水</b> (じこすい)
	水道事業者が、自ら取水する水源のこと。津島市では深井戸から取水しているものが自己水にあたる。
15	<b>受水槽</b> (じゅすいそう)
	給水装置からの水を直接受水するための水槽。各水道事業者の基準により直結給水方式ができない場合、または需要者が常時一定の水量を使用する場合などに設置される。
16	<b>小水力発電</b> (しょうすいりょくはつでん)
	水道管の中の水流や、水路のわずかな落差を利用して発電する小規模な水力発電のこと。大型の水力発電と異なり、ダムを使わないことが特色。例えば浄水場では、遠くの家へ水を送るために必要な水圧をかけて配水しているが、浄水場の近くでは圧が高すぎるため減圧するケースもある。そうした、いわば捨てられていた水圧を使って水力発電を行う。
17	<b>除却額</b> (じょきゃくがく)
	資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額。
18	<b>人事ローテーション</b> (じんじろーてーしょん)
	人材の育成のため、計画的に行う職務の異動。 目的としては、 (1) 職員が特定の職務だけでなく、職務に関する幅広い知識や視野を持つ。 (2) 適正に合わせた適材適所の人員配置。 (3) 仕事のマンネリ化を防ぐなど。
19	<b>水管橋</b> (すいかんきょう)
	河川などを横断するときに設ける管路専用の橋をいう。管自体の強度と剛性を利用するパイプビーム形式、補剛材と組み合わせる補剛形式、管とは別に橋桁を架けその上に管をのせる添架形式がある。

用語解説	
20	<p><b>水道事業ガイドライン</b> (すいどうじぎょうがいでらйн)</p> <p>水道事業における施設の整備状況や経営状況等を総合的に評価するもので、全国の水道事業者共通の指標。平成17年1月に(社)日本水道協会によって規格化された。</p>
21	<p><b>水道施設更新指針</b> (すいどうしせつこうしんしん)</p> <p>更新の必要性を水道事業としてどう位置づけていくか、技術的視点のみならず、水道事業者としての施策、将来計画まで立ち入って、更新の必要性を一般の需要者を含めた関係者に、客観的に、定量的に分かりやすい形で説明責任を果たすための標準の手順を示そうとするもの。</p>
22	<p><b>水道施設設計指針</b> (すいどうしせつせけいしん)</p> <p>水道事業、水道用水供給事業及び専用水道における水道施設(取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水装置)の計画、設計についての技術的基準を示したもので、最近では、平成12年(2000)3月、社団法人日本水道協会が改定したもの。</p>
23	<p><b>送水管</b> (そうすいかん)</p> <p>浄水場から配水池まで、浄水を送るための管路。</p>
【た行】	
24	<p><b>耐震管</b> (たいしんかん)</p> <p>震災時においても、管路被害が少ない管路。平成17年1月制定の「水道事業ガイドライン(JWWA Q100)」では、PI(管路の耐震化率)を算出するために、以下の3種類を耐震管として定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離脱防止機構付き継手を有するダクタイル鋳鉄管</li> <li>・ 鋼管(溶接継手)</li> <li>・ 水道配水用ポリエチレン管(EF継手)</li> </ul>
25	<p><b>第三者委託</b> (だいさんしゃいたく)</p> <p>水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者、水道用水供給事業者又は当該業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託することができるものとした。</p>
26	<p><b>ダクタイル鋳鉄管</b> (だくだいるちゅうてつかん)</p> <p>鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や靱性に豊んでいる。施工性が良好であるため、現在、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重いなどの短所もある。</p>
27	<p><b>地方公営企業法</b> (ちほうこうえいきぎょうほう)</p> <p>日本の地方公共団体が経営する企業に関する法律で、企業の組織、財務、職員の身分の取扱いなどを規定したもの。適用を受ける企業の範囲としては、都道府県および市町村が経営している、水道事業、電気事業、交通事業、ガス事業などが該当する。</p>
28	<p><b>着水井</b> (ちやくすいせい)</p> <p>浄水場などへ流入する原水の水位動揺を安定させ、水位調節と流入量測定を行うために設ける池或いはマス(柵)のこと。また、水質異常時の薬品の注入箇所、数系統からの原水受水、原水の分配などの機能をもつものもある。</p>
29	<p><b>直結給水</b> (ちよっけつきゆうすい)</p> <p>需用者の必要とする水量、水圧が確保できる場合に、配水管の圧力を利用して給水する方式。直結給水にすると貯水機能がなくなるため、災害、断水、一時に大量の水を必要とする場合等への対処が不能となる大規模集合住宅、病院、学校等は直結給水の対象としない事業者が多い。</p>

## 用語解説

30	<b>貯水槽水道</b> <b>(ちよすいそうすいどう)</b>
	水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。簡易専用水道及び受水槽の有効容量10m <sup>3</sup> 以下のもの（いわゆる小規模貯水槽水道）の総称である。貯水槽水道は、供給規程（給水条例）上の定義であって、水道法による規制上の定義ではない。本来、設置者が管理するものであるが、その管理に問題があり、衛生上の問題もしばしばみられることから、水道事業者が給水契約によって係わることによって、貯水槽水道の維持管理を強化し、利用者の不安感を払拭しようとするものである。水道事業者は、貯水槽水道に関し、その設置者及び水道事業者の責任に関する事項を供給規程（給水条例）に適正かつ明確に定めなければならない。
31	<b>投資額</b> <b>(とうしがく)</b>
	生産規模に必要な投下する建設、設備資金及び運転資金の総和。
32	<b>独立採算制</b> <b>(どくりつさいさんせい)</b>
	一般に、企業等が、業務報行上の責任を明確にし、その主体性を保証するために、当該企業等の独自の計画及び収入をもって経営を行う管理方式ないし制度のこと。
<b>【な行】</b>	
33	<b>鉛製給水管</b> <b>(なまりせいきゅうすいかん)</b>
	柔軟性に富み、加工が容易なことから古くから使用されてきたが、外傷に弱く、アルカリに侵されるため、コンクリート中への埋設には適していない。また、1980年代後半には、水道水中への鉛の溶出に対してWHOなどによる量的規制が厳しくなっており、これに対応するため、外面被覆と同時に内面にポリエチレン粉末を融着被覆したライニング鉛管が開発された。
34	<b>認可</b> <b>(にんか)</b>
	水道事業の運営を行うことの許可のこと。認可は事業体規模により、厚生労働大臣または県知事が与える（津島市の場合は厚生労働大臣）。給水人口が計画より増加したり、浄水処理方法を変更したりする際には、変更の認可を得る必要がある。
<b>【は行】</b>	
35	<b>配水管</b> <b>(はいすいかん)</b>
	配水池から給水施設まで、浄水を送るための管路。
36	<b>配水池</b> <b>(はいすいち)</b>
	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準としている。
37	<b>配水ブロック化</b> <b>(はいすいぶろっか)</b>
	給水区域を配水池及び配水ポンプを核にいくつかの配水区域に分割し、さらにその中を配水ブロックに分割して、ブロックごとに水量及び水圧を管理をするシステムをいう。給水区域をブロック単位で管理することが可能となるため、被災時の早期の復旧に有効な手法となる。また、給水への影響範囲を少なくするため、隣接する配水区域間や配水ブロック間は相互融通を可能としておくことが必要である。
38	<b>バックアップ体制</b> <b>(ばっくあっぷたいせい)</b>
	非常事態に備え、予備力、代替措置を準備しておくこと。

## 用語解説

39	<b>PC造</b> (びーしーぞう)
	主に地上に建設されるプレストレストコンクリート造の円形状のタンクで、一般に屋根、側壁及び底版からなっている。屋根はドーム形式が多く、側壁は円筒形で、平らな円板状の底版とで水を貯える容器である。
40	<b>PDCAサイクル</b> (びーでいーしーえいさいくる)
	計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結びつけ、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。
41	<b>深井戸</b> (ふかいど)
	被圧地下水を取水する井戸をいう。ケーシング、スクリーン及びケーシング内に釣り下げた揚水管とポンプからなり、狭い用地で比較的多量の良質な水を得ることが可能である。深さは、30m以上のものが多く、600m以上に及ぶこともある。
<b>【ら行】</b>	
42	<b>ろ過</b> (ろか)
	砂などによって構成される一定の厚さの層に水を通すことによって、水中の不純物を取り除くこと。

## 2 業務指標の算出式及び解説

No.	業務指標	算出方法／解説
1002	水源余裕率(%)	$\left[ \frac{\text{確保している水源水量} / \text{1日最大配水量}}{\text{1日最大配水量}} - 1 \right] * 100$ <p>一日最大配水量に対して確保している水源水量がどの程度の余裕(まだ取水できる量)(%)があるかを示す。渇水時は、確保している全水源水量を取水できないので、この水源余裕率はあることが必要である。</p>
1003	原水有効利用率	$\frac{\text{年間有効水量} / \text{年間取水量}}{\text{年間取水量}} * 100$ <p>年間取水量に対する有効に使われた水量の割合(%)を示す。この割合が高いことが望ましい。</p>
1004	自己保有水源率(%)	$\frac{\text{自己保有水源水量} / \text{全水源水量}}{\text{全水源水量}} * 100$ <p>全水源水量に対する自己所有の水源水量の割合(%)をいう。自己保有水源の多いことは取水の自由度が大きい。</p>
1104	水質基準不適合率	$\frac{\text{水質基準不適合回数} / \text{全検査回数}}{\text{全検査回数}} * 100$ <p>給水栓の水質が、国で定めている水質基準に違反した率で、1項目でも違反している場合は違反とみなす。これは0でなければならない。</p>
1105	カビ臭から見た おいしい水達成率	$\left[ \frac{\text{1-ジエオスミン最大濃度} / \text{水質基準値}}{\text{水質基準値}} + \frac{\text{(1-2-メチルイソノルネオール最大濃度} / \text{水質基準値})}{2} * 100 \right]$ <p>給水栓水で、2種類のカビ臭物質最大濃度の水質基準値に対する割合(%)をいう。水質基準値ぎりぎりであると0%、まったくカビ臭物質が含まれないと100%になる。カビ臭原因物質の測定は平成16年度から基準に加えられた。</p>
1106	塩素臭から見た おいしい水達成率	$\left[ 1 - \frac{\text{年間残留塩素最大濃度} - \text{残留塩素水質管理目標値}}{\text{残留塩素水質管理目標値}} \right] * 100$ <p>給水栓水で、残留塩素濃度の最大値がおいしい水の要件である残留塩素濃度0.4mg/L以下のとき100%となり、0.8mg/L以上のとき0%となる。残留塩素は低いほうがおいしいから好ましい。</p>
1115	直結給水率	$\frac{\text{直結給水件数} / \text{給水件数}}{\text{給水件数}} * 100$ <p>直結給水件数に対する受水槽を経由せず直接給水される件数の割合(%)を示す。水質の悪化を防ぐ観点から、直結給水が進められている。</p>



No.	業務指標	算出方法／解説
1117	鉛製給水管率	(鉛製給水管使用件数/給水件数) * 100 鉛管を使用している件数の全給水件数に対する割合(%)を示す。この値は低いほうが良い。
2001	給水人口1人当たり 貯留飲料水量	[ (配水池総容量*1/2+緊急貯水槽容量) / 給水人口 ] * 1000 給水人口一人当たり何Lの水が常時貯められているかを示す。地震時など緊急時の応急給水のと き利用される。地震直後では一人一日3L必要とされる。
2004	配水池貯留能力	配水池総容量 / 1日平均配水量 水道水をためておく配水池の総容量が平均配水量の何日分あるかを示す。需要と供給の調整及び突発事故のため0.5日分以上は必要とされる。
2101	経年化浄水施設率	(法定耐用年数を超えた浄水施設能力/全浄水施設能力) * 100 法定の耐用年数を超えた浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合(%)を示す。この値が大きいほど古い施設が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。
2102	経年化設備率	(経年化年数を超えている電気・機械設備数/電気・機械設備の総数) * 100 法定の耐用年数を超えた電気・機械設備数の電気・機械設備の総数に対する割合(%)を示す。この値が大きいほど古い設備が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。
2103	経年化管路率	(法定耐用年数を超えた管路延長/管路延長) * 100 法定の耐用年数を越えた管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。この値が大きいほど古い管路が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。
2207	浄水施設耐震率	(耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力) * 100 浄水施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全浄水施設能力に対する割合(%)を示す。通常は、浄水施設は耐震対策がなされているが、ここでいうのは高度な耐震対策を意味している。この値は高いほうが良い。



No.	業務指標	算出方法／解説
2208	ポンプ所耐震施設率	(耐震対策の施されているポンプ所能力/全ポンプ所能力) *100 ポンプ施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力に対する割合(%)を示す。通常は、ポンプ施設は耐震対策がされているが、ここでいうのは高度な耐震対策を意味している。この値は高いほうが良い。
2209	配水池耐震施設率	(耐震対策の施されている配水池容量/配水池総容量) *100 配水池のうち高度な耐震化がなされている施設容量に対する割合(%)を示す。通常は、配水池は耐震対策がされているが、ここでいうのは高度な耐震対策を意味している。この値は高いほうが良い。
2210	管路の耐震化率	(耐震管延長/管路総延長) *100 多くの管路のうち耐震性のある材質と継手(管の接続部)により構成された管路延長の総延長に対する割合(%)を示す。この値は高いほうが望ましい。
2211	薬品備蓄日数	平均薬品貯蔵量/1日平均使用量 浄水場で使う薬品が1日平均使用量に対して何日分貯蔵してあるかを示す。この値は薬品の劣化がない範囲で余裕を持つことが良い。
2212	燃料備蓄日数	平均燃料貯蔵量/1日使用量 浄水場などで使う主として発電用の燃料が1日平均使用量に対して何日分貯蔵してあるかを示す。この値は燃料の劣化がない範囲で余裕を持つことが良い。
2213	給水車保有度	(給水車数/給水人口) *1000 稼働できる給水車が給水人口1000人当たり何台保有されているかを示す。この値は大きいほうが良いが、大都市では一般に低くなる。
2214	可搬ホリタック・ホリバック保有度	(可搬ホリタック・ホリバック数/給水人口) *1000 緊急時に使用できる可搬ポリタンク・ポリバックが給水人口1000人当たり何個保有されているかを示す。この値は大きいほうが良いが、大都市では一般に低くなる。

算出方法／解説	
No.	業務指標
2215	車載用の給水タンク保有度 (車載用給水タンクの総容量/給水人口) * 1000 緊急時に使用できる車載用給水タンクの総容量が給水人口1000人当たり何 <sup>m</sup> ³保有されているかを示す。この値は大きいほうが良いが、大都会では一般に低くなる。
2216	自家用発電設備容量率 (自家用発電設備容量/当該設備の電力総容量) * 100 自家用発電機の容量が当該設備に必要とされる電力の総量に対する割合(%)を示す。この値は自家発電が何%かを示し、高い方が停電事故には強い。
3001	営業収支比率 (営業収益/営業費用) * 100 営業収益の営業費用に対する割合(%)を示す。収益的収支が最終的に黒字であるためには、この値は100%を一定程度上回っている必要がある。
3002	経常収支比率 [(営業収益+営業外収益) / (営業費用+営業外費用)] * 100 経常収益の経常費用に対する割合(%)を示す。この値は100%以上であることが望ましい。
3003	総収支比率 (総収益/総費用) * 100 総収益の総費用に対する割合(%)を示す。この値は100%以上であることが望ましい。
3014	供給単価 給水収益/有収水量 有収水量(年間の料金徴収の対象となった水量)1 <sup>m</sup> ³当たり、どれだけの収益を得ているかを示す。供給単価は、定額であるほうが水道サービス観点からは望ましいが、水道事業の事業環境には大きな差があるため、単純に金額だけで判断することは難しい。
3015	給水原価 [経常費用 - (受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)] / 有収水量 有収水量1 <sup>m</sup> ³当たり、どれだけ費用がかかっているかを示す。料金水準を示す数値としてみれば、給水原価は安いほうが、水道事業体にとっても水道使用者にとっても望ましいが、給水原価は水源や原水水質など水道事業環境に影響を受けるため、給水原価の水準だけでは、経営の優劣を判断することは難しい。

算出方法／解説	
No.	業務指標
3016	1ヶ月当たり 家庭用料金 (10m <sup>3</sup> )
	1ヶ月当たりの一般家庭用 (口径13mm) の基本料金+10m <sup>3</sup> 使用時の従量料金 標準的な家庭における水使用量(10m <sup>3</sup> )に対する料金を示す。消費者の経済的負担を示す指標の一つである。
3017	1ヶ月当たり 家庭用料金 (20m <sup>3</sup> )
	1ヶ月当たりの一般家庭用 (口径13mm) の基本料金+20m <sup>3</sup> 使用時の従量料金 標準的な家庭における水使用量(20m <sup>3</sup> )に対する料金を示す。特に世帯人数2～3人の家庭の1箇月の水道使用量を想定したものである。
3018	有収率
	(有収水量/給水量) *100 有収水量の年間の配水量に対する割合(%)を示す。水道施設及び給水装置を通して給水される水量がどの程度収益につながっているかを示す指標である。この値は高いほうが良い。
3023	自己資本構成比率
	$[(\text{自己資本金} + \text{剰余金}) / \text{負債} \cdot \text{資本金計}] * 100$ 自己資本金と剰余金の合計額の負債・資本合計額に対する割合(%)を示す。財務の健全性を示す指標の一つである。この値は高いほうが財務的に安全といえる。
3106	水道業務経歴年数度
	全職員の水道業務経歴年数 / 全職員数 職員が平均何年水道業務に携わっているかを示す。他部局との人事交流により水道業務の経験の少ない職員が増えている。この指標は水道業務の職員の習熟度と関係が深い。
3201	水道事業に係る 情報の提供度
	広報紙配布部数/給水件数 広報紙配布部数の給水件数に対する割合(部/件)を示す。情報の提供には、インターネットなどもあるが、この場合直接の自己の水道事業の消費者かどうかかわからないので、この指標は給水区域の消費者を対象としたものとなっている。 (モニタ人数/給水人口) *1000
3202	モニタ割合
	モニタ人数の給水人口に対する値に1000を乗じた値を示す。つまり、給水人口1000人当たりのモニタ人数である。この指標は大都市では低くなる傾向がある。

算出方法／解説	
No.	業務指標
4001	配水量1m <sup>3</sup> 当たり 電力消費量
全施設の電力使用量/年間配水量 取水から給水栓まで1m <sup>3</sup> の水を送水するまでに要した電力消費量を示す。この指標には水道事業すべての電力 量が含まれるが、その多くは送水、配水のための電力量で、地形的条件に左右される。	
4003	再生可能エネルギー 利用率
(再生可能エネルギー設備の電力使用量/全施設の電力使用量) *100 水道事業の中で行っている再生可能エネルギー(自己の水力発電、太陽光発電など)の使用量の全施設で使用 しているエネルギー使用量に対する割合(%)を示す。この指標は、コスト、停電対策とも関係が深い。	
5107	漏水率
(年間漏水量/年間配水量) *100 年間の漏水量の配水量に対する割合(%)を示す。この値は低いほうが良い。	

### 3 パブリックコメントの結果

#### 津島市水道ビジョン（案）に関するパブリックコメントの結果

津島市水道ビジョン（案）について、パブリックコメントによる意見募集を実施しました。

意見募集の結果は下記のとおりです。

##### 1 意見募集期間

平成 24 年 7 月 2 日（月）から平成 24 年 7 月 23 日（月）まで

##### 2 事前周知方法について

平成 24 年 7 月号市政のひろば（広報）及び市ホームページにて周知

##### 3 閲覧方法及び募集方法について

市ホームページにて掲載し、工務課・管理課・神守支所並びに神島田連絡所にて（案）の閲覧し意見募集をするとともに、電子メール・ファックスでも意見募集を実施した。

##### 4 意見について

意見はありませんでした。

##### 5 備考

###### （1）予告

方法：市ホームページにて

期間：平成 24 年 6 月 13 日から平成 24 年 7 月 1 日まで

###### （2）施策案の公表

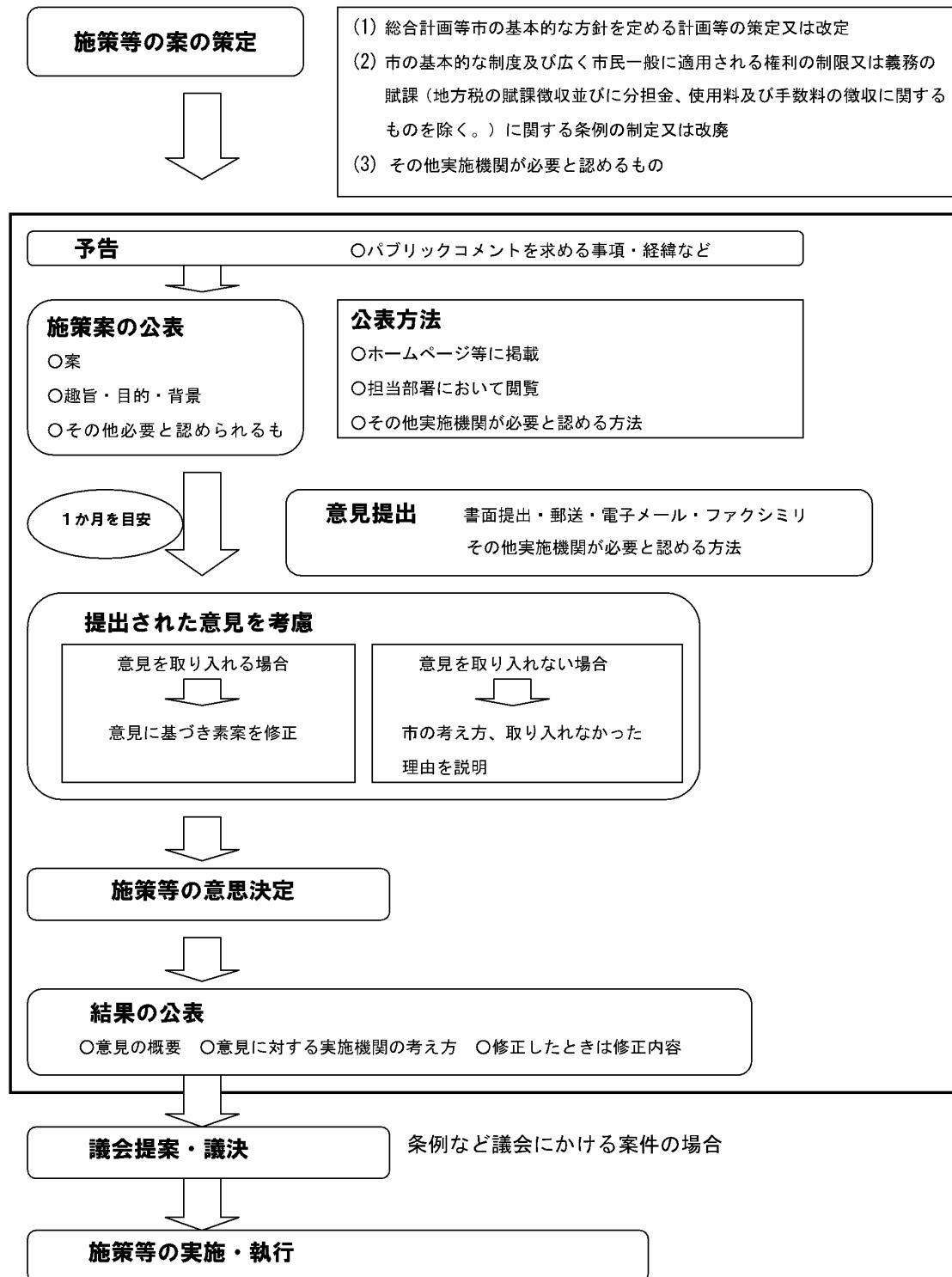
方法：市ホームページにて掲載し、工務課・管理課・神守支所並びに神島田連絡所にて（案）の閲覧し意見募集をするとともに、電子メール・ファックスでも意見募集を実施した。

期間：平成 24 年 7 月 2 日から平成 24 年 7 月 23 日まで

###### （3）結果の公表

平成 24 年 8 月 8 日（水）

## パブリックコメント制度の流れ



## 津島市パブリックコメント実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な施策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上並びに市民等との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント」とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く意見の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続きをいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### (対象施策)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）についてパブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な方針を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度及び広く市民一般に適用される権利の制限又は義務の賦課（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）に関する条例の制定又は改廃
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象施策が次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民の意見を聴取する手続きが法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続きを経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合

### (施策案の公表)

第4条 実施機関は、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案（以下「施策案」という。）を公表するものとする。なお、実施機関は施策案を公表する前に実施の予告をするものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表し、意見の提出をしやすくするよう努めるものとする。



- (1) 施策案の概要
  - (2) 施策案の趣旨、目的及び背景
  - (3) その他施策案を理解するために必要と認められるもの
- 3 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。
- (1) 市のホームページ及び市政のひろばに掲載する方法
  - (2) 実施機関の担当部署において閲覧に供する方法
  - (3) その他実施機関が適当と認める方法
- (意見の提出)

第5条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から1か月以上の期間を定めて、当該施策案についての意見の提出（以下「意見提出」という。）を求めものとする。ただし、1か月の期間を設けることができない特別の事由があるときは、実施機関は、1か月未満の期間とすることができるものとする。

- 2 意見提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 郵便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 実施機関が指定する窓口への書面の提出
  - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 3 意見提出を行うものは、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名を明らかにするものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。
- (意見の処理)

第6条 実施機関は、意見提出により受けた意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、津島市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 意見提出により受けた意見の概要
  - (2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
  - (3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容
- 3 前項の公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。
- (実施状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う対象施策について適用する。なお、この要綱の施行の際、現に意思決定の過程にある対象施策についても、可能な限りこの要綱に準じ手続を実施するよう努めるものとする。